

埼玉県社会福祉事業団物品賃貸借一般競争入札 (事前審査型)公告

物品賃貸借について、下記のとおり一般競争入札を行うので、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

令和3年9月8日

埼玉県社会福祉事業団
理事長 谷澤 正行

記

1 物品賃貸借概要等

(1) 入札対象物品

- ア 件 名 埼玉県障害者交流センター施設利用管理システム及びシステム用パーソナルコンピュータ機器等一式賃貸借
- イ 場 所 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
- ウ 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、翌年度以降において、埼玉県社会福祉事業団予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。また契約期間中、指定管理者の変更があった場合は、発注者（甲）、受注者（乙）及び新たな指定管理者にて、速やかに対応・協議するものとする。

なお、契約締結の日から令和4年3月31日までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料支払いの対象外とする。

- エ 概 要 埼玉県障害者交流センターの施設利用管理（施設利用者情報・施設予約情報等）に係るシステムのソフトウェア、ハードウェアとその他のシステム運用に係る物品及び、システム用パーソナルコンピュータ機器等一式の賃貸借

(2) 入札手続の方法

入札説明書及び要領の規定による。

2 入札に参加できる者の形態

単体企業であること。

3 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

この入札に参加を希望する者は、要領第8条の規定により一般競争入札参加資格等確認申請書に一般競争入札参加資格等確認資料を添付し、持参のうえ2部提出すること。
(事前に電話により時間を連絡し調整すること。)

(1) 提出期間

令和3年9月 9日(木) 午前10時00分から

令和3年9月24日(金) 午後 3時00分まで

(2) 提出場所

埼玉県障害者交流センター(さいたま市浦和区大原3-10-1)

庶務担当 電話 048-834-2245

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、埼玉県社会福祉事業団ホームページ等で案内する。

(1) 入札日時

令和3年10月14日(木) 午前10時から

(2) 入札場所

埼玉県障害者交流センター 第1・2研修室

5 入札参加資格

本業務委託の競争に参加するために必要な資格とは、次に挙げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格審査委員会に諮り資格があると認められた者とする。

(1) 基本的な資格要件

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県社会福祉事業団会計事務処理要領第2章第6節第2第1項の規定により社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。

エ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始の決定を受けている者を除く。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(2) 格付け及び登録業務に係る要件

ア 埼玉県の物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第870号)に基づき、業種区分「賃貸」の「A等級」に格付けされ、大分類「OA機器・用品」、小分類「パソコンシステム(配線工事を伴うもの)」に登録されている者であること。

イ 所在地区分が管轄内、準管轄内又は管轄外であり、企業区分が大企業または中小企業を満たすものであること。なお、自社(自己)の所在地及び企業規模については、

埼玉県ホームページの入札情報公開システム（令和3年、4年）により、競争入札参加者情報から検索し、確認すること。

(3) 次に掲げる要件を満たすこと

ア 国（公団、機構を含む）又は地方公共団体（埼玉県出資法人を含む）と本件と同規模程度又は同規模以上のシステム及びシステム機器の賃貸借について、平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間に契約を締結し1年以上履行した実績がある者。

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

要領に基づき入札参加資格の確認結果は、令和3年9月28日（火）までにファクシミリにより通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、令和3年10月1日（金）正午までに、書面により再確認を求めることができる。再確認の結果は、令和3年10月4日（月）午後5時00分までにファクシミリにより回答する。

7 仕様書等

入札金額の見積に必要な仕様書、その他資料等（図書）（以下「賃貸借仕様書等」という。）は、埼玉県社会福祉事業団ホームページに公表する。

8 仕様書等に関する質疑

仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書をファクシミリにより提出すること。

(1) 受付期間

令和3年 9月29日（水） 午前10時00分から

令和3年10月 5日（火） 正午まで

(2) 受付場所

埼玉県障害者交流センター 庶務担当（FAX 048-834-3333）

(3) 質疑に対する回答

質疑書に対する回答は、令和3年10月7日（木）午後3時00分までに、入札参加資格者全員にファクシミリにて送付する。

9 現場説明会

開催しない。ただし現場見学を希望する場合は、事前に電話連絡のうえ、見学日時等を調整すること。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

令和4年度から令和8年度までの5年度分の総額を記入すること。なお、金額は消費税を含まないものとする。（契約締結時に消費税を加算する。）

(2) 入札金額積算内訳書

要領第15条の規定に基づき、初度入札のみ提出とする。

(3) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいない場合は、2回目の再度入札を行った者のうち希望する者による見積書の提出により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって随意契約を行うものとする。

(5) 最低制限価格

設定しない

(6) 入札の辞退

要領第18条の規定による。

(7) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。

エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札者の押印のない入札書による入札

イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札

ウ 金額の訂正のある入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書

オ その他要領第22条に該当する入札

1.1 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示前の過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めたとき。

(2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに埼玉県社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込先口座については、別途通知する。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。

(3) 上記(1)のAに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

令和3年10月14日（木）入札開始前まで

(4) 上記(1)のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示前の過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行したものについて、その契約書の写し及び業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを一般競争参加資格等確認申請書に添付すること。

イ 当事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

1.2 契約保証金

(1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に埼玉県社会福祉事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 公告日前過去2年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と締結し履行した種類及び規模をほぼ同じくする契約について、その契約書の写し及び業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを提出したとき。

(2) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

1.3 契約書作成の要否 要

1.4 賃借料支払い方法 確認検査終了時 毎月精算

1.5 この公告に関する問い合わせ先 埼玉県障害者交流センター 庶務担当 電話番号：048-834-2245 FAX 番号：048-834-3333

1.6 その他 本件入札書類については、埼玉県社会福祉事業団ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。 埼玉県社会福祉事業団ホームページ <https://sswc-gr.jp>